

(表)

第 号	
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置 法第35条第2項の規定による身分証明書	
写真	職名及び氏名
	年 月 日発行
厚生労働大臣	印

(裏)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法抜粋
(報告の徴収等)

第35条 厚生労働大臣は、支払基金又は第17条第2項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第23条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第23条 (略)

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第43条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第35条第1項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、B7とする。